

## ボランティア・市民活動情報掲載取扱いに関する要綱

平成29年8月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動センターたちかわが発行する「市民活動センター☆たちかわ通信」及びあいあい通信「市民活動センター☆たちかわ情報コーナー」へのボランティア・市民活動情報（以下「情報」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 情報の掲載ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民活動センターたちかわ登録団体及び支えあいサロン登録団体。
- (2) 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の市民活動団体。
- (3) 社会福祉法人。
- (4) その他本会会長が認める者。

### (掲載基準)

第3条 掲載できる情報は、立川市内又は近隣におけるボランティア・市民活動等に係るイベント告知、メンバーやボランティア募集とする。ただし、その情報が次の各号のい

ず  
れかに該当するときは、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの。
- (4) 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの。
- (5) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機関紙の公共性及び品位を損なうおそれがあると本会会長が認めるもの。

### (申請手続等)

第4条 情報の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、掲載希望シートに必要事項を記入し、定められた期日までに窓口持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。

### (情報の編集等)

第5条 情報は、原則として掲載希望シートに記載のとおり掲載するものとする。ただし、

表現、字数等について、申請者と協議のうえ、編集することができる。

(掲載の優先順位)

第6条 優先順位は、次の順位によるものとし、希望数が多い場合にはこれをもって決定する。なお、原則として、一事業年度においては、掲載回数の少ない団体を優先する。

(1) 第1位順位

市民活動センターたちかわ登録団体や支えあいサロンのイベント告知やメンバー、ボランティア募集

(2) 第2位順位

特定非営利活動法人、ボランティア団体等の市民活動団体のイベント告知やメンバー、ボランティア募集

(3) 第3位順位

社会福祉法人のイベント告知やボランティア募集

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。